

令和2年3月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 武藤修平

平成31年(ワ)第412号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和2年2月4日

判 決

5

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告

東 京 都

10

同代表者知事

小 池 百 合 子

同指定代理人

同

同

同

15

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

被告は、原告に対し、100万円及びこれに対する平成30年4月16日から
支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25

本件は、原告が、警視庁第八方面自動車警ら隊第3中隊に所属する警察官が原告
に対し行った職務質問が任意捜査の限界を超えるものであり、また、警察官が
原告の名誉を棄損し又は侮辱する発言をし、これらの違法な公権力の行使により
精神的苦痛を被ったと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被告に対し、慰

謝料100万円及びこれに対する行為日である平成30年4月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実(当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨により容易に認めることのできる事実)

(1) 原告は、平成30年4月16日午後6時ころ、普通乗用自動車(以下「原告車両」という。)を運転し、東京都立川市J R立川駅北口周辺を立川南通り方面から東京都国立市方面に東西に延びる通称緑川通りを東京都国立市方面に向かって進行していた。

(2) 警視庁第八方面自動車警ら隊第3中隊に所属する警察官である■■■■巡査長(以下「■■■■巡査長」という。)及び■■■■巡査長(以下「■■■■巡査長」といい、■■■■巡査長と併せて「■■■■巡査長ら」という。)は、■■■■巡査長が運転し、■■■■巡査長が助手席に乗車する警ら用無線自動車(以下「本件パトカー」という。)で、原告車両の反対車線を走行していたが、原告車両とすれ違った後、転回の上、原告車両の追尾を開始した(ただし、すれ違った場所については当事者間に争いがある。)

(3) その後、原告が赤信号で停止したところ、■■■■巡査長は、本件パトカーから降車し、信号待ちで停車した原告車両に近づき、原告車両の運転席側の窓ガラスをノックして、原告に対し、原告車両を停止させて職務質問に応じるよう求めたものの、原告は、これに応じずに進行した(ただし、停止を求めた場所については当事者間に争いがある。)

(4) 原告は、立川市曙町二丁目8番先の曙橋交差点を左折し、続いてその先の曙町二丁目交差点を左折した後、一つ目の路地を右折し、女性総合センターと隣接する立川市北口第一駐車場(以下「本件駐車場」という。)内に進行した。

(5) ■■■■巡査長らは、本件パトカーで原告車両を追尾し、原告が進行した本件駐車場の向かいの路上に本件パトカーを駐車させ、降車して駆け足で原告車両を追った。

(6) 原告は、原告車両を減速させて本件駐車場内を進行し、2階部分の駐車スペースに原告車両を駐車させた。■■■■巡査長らは、原告に対し、運転免許証の提示や原告車両内の確認を求めたが、原告はいずれも拒否した。

(7) 原告が原告車両を降車して歩き始めたことから、■■■■巡査長らは、原告に対し、職務質問であることを告げて停止を求めたものの、原告はこれに応じずに進行しようとした。原告は、本件駐車場2階のエレベーターの前まで進行し、1階に向かうエレベーターに乗り込み、■■■■巡査長らもエレベーターに同乗した。

(8) 原告は、エレベーターで1階に降り、本件駐車場の外に出た後、本件駐車場に隣接する立川市女性総合センター・アイム（以下「女性総合センター」という。）の建物に入り、■■■■巡査長らもこれに追隨した。原告は、女性総合センター1階の奥に備えられた受付机まで進み、衆議院議員■■■■（以下「■■■■議員」という。）の後援会の集会の受付をした。

(9) ■■■■巡査長らは、原告が集会に参加することが判明したため、当日午後6時25分ころ、原告に対する職務質問を打ち切ることとし、原告が集会の会場に入った後、受付において■■■■議員の秘書■■■■氏（以下「■■■■秘書」という。）に原告に対する取扱いについて説明し、その場を辞去した。

2 争点及び当事者の主張

(1) 職務質問の違法性（争点1）

（原告の主張）

原告は、本件駐車場に原告車両を駐車して降車し、集会の会場に徒歩で向かおうとしたものの、■■■■巡査長らは原告の目の前に立ち塞がり、①原告の進行を阻むように原告に体をぶつけ、②原告が■■■■巡査長らの間をすり抜けて進行しようとしたのに対し、腕を出して原告の身体を押さえつけた。原告は、原告車両を運転中、本件パトカーから車載拡声器で停止を求められたこともなく、ことさら逃走を図ったこともないから、警察官職務執行法2条1項の「異常な

挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者」には当たらない。それにもかかわらず、■■■■巡査長らがした上記①及び②の行為は、職務質問名下に原告に暴行をしたものであって、任意捜査として許容される限度を逸脱している。

5 (被告の主張)

否認し、争う。■■■■巡査長らは、本件パトカーによる車載拡声器による停止要請も含め、原告が■■■■巡査長らによる再三の停止要請を頑なに拒否し、その理由についても合理的な説明を一切せず、■■■■巡査長らが氏名と所属を名乗った際には、「俺は自らが嫌いなんだよ。」などと、過去に警視庁の自動車警ら隊との間に何らかのトラブルがあったことをほのめかし、免許証の提示を拒否したばかりか、自己の住所氏名すら明らかにせずに終始その場から立ち去ろうとしていたことなどから、原告に対する無免許運転又は所持禁制品の所持等の疑いが強いものと認めた。

■■■■巡査長らは、原告に対して体をぶつけたことはなく、原告が、■■■■巡査長に対し、体当たりをするようにして自身の上半身を押し付けながら強引に進行した。■■■■巡査長らは、原告が突如体を反転させ、元来た道に戻り始めたことから、さらなる不審を抱き、原告の肩付近に肩手を伸ばして原告に停止を求めたものの、原告は停止することなく進行し、原告がエレベーターに乗り込もうとした際も、このままでは原告を見失う可能性が高いものと判断して、原告の上腕に手をかけて制止しようとしたものの、原告は強引にエレベーターに乗り込んだ。■■■■巡査長らの上記各行為は、警察官としてはむしろ当然の判断であって、いずれも職務質問に付随する任意手段として、相当と認められる範囲にとどまるものというべきである。

20 (2) 名誉毀損又は侮辱行為の有無 (争点2)

25 (原告の主張)

■■■■巡査長らは、女性総合センターの受付で、他の集会参加者やスタッフな

どがいる前で、■■■■秘書に対して、「原告が不審者であり免許証の提示もしないのが悪い」などと申し向けた。多数の集会参加者やその他の人が行き交う公共の場で、制服を着用した警察官複数名が、原告を追いかけてきた理由について、不審者であること、免許証の提示をしないのが悪いことの発言をすることは、公然と事実を適示し、原告の社会的評価を貶める言動にほかならず、名誉棄損ないし侮辱に当たる違法な行為である。

(被告の主張)

否認し、争う。■■■■巡査長は、■■■■秘書に対し、「お騒がせして申し訳ございません。」と述べたところ、■■■■秘書から何かあったのかと尋ねられたため、原告に職務質問を実施したが、原告の氏名等の確認が取れなかったので原告に追隨して女性総合センターまで至ったこと、事件や事故が発生したものでないことを説明したものであって、原告が不審者であると述べた事実はないし、原告が免許証の提示をしないことを非難する発言も一切していない。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

(1) 前提事実、証拠(乙1～4〔枝番を含む。〕、証人■■■■、原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア ■■■■巡査長らは、平成30年4月16日午後5時56分ころ、■■■■巡査長が運転し、■■■■巡査長が助手席に乗車して本件パトカーで警ら中、立川市富士見町二丁目1番先緑川通り上(①地点)で、対向車線を進行してくる原告運転の原告車両を認めた。■■■■巡査長は、原告車両と本件パトカーがすれ違う際、原告がいったん■■■■巡査長を見た後、慌てた様子で正面に向き直る様子であると感じ、不審に思い、原告に対する職務質問を開始することとした。

イ ■■■■巡査長は、赤色灯を点灯させ、本件パトカーを転回させ、原告車両を追跡し、■■■■巡査長が車載拡声器で何度か停止を求めたものの、原告車両は停止しなかった。その後、原告車両は、立川市曙町一丁目32番先緑川通り

上(②地点)の立川北駅交差点前の赤信号で停止したため、 巡査長が本件パトカーを降車し、原告車両の運転席側の窓ガラスをノックして停止を求めたものの、原告は、これに応じずに信号が変わると原告車両を発進させた。

①地点から②地点までの距離は、約620mである。

5 ウ 原告車両は、その後、本件駐車場(③地点)まで進行し、本件パトカーは原告車両を追跡した。②地点から③地点までの距離は、約630mである。原告は、本件駐車場の入口で、駐車券の発行を受けるために原告車両を停止させたことから、 巡査長が本件パトカーを降車して原告車両に停止要請をしたものの、原告はこれにも応じずに本件駐車場内に進行した。

10 エ 原告は、本件駐車場2階に原告車両を駐車させた。 巡査長らは、原告車両を降車した原告に対し、所属と氏名を名乗り、職務質問に応じるように求めたところ、原告は「俺は自らが大嫌いなんだよ。帰れ。」と述べて、携帯電話で110番通報をし始めた。

15 オ 巡査長らは、原告に免許証の提示を求めたものの、原告はこれを拒否し、免許証は原告車両内にあると述べながらも、免許証の確認に応じず、 巡査長らが氏名を明らかにするよう求めるも、これにも応じなかった。 巡査長らは、原告の斜め前方に位置し後ずさりしながら職務質問に応じるよう説得を続けたが、原告は立ち止まることなく、本件駐車場1階出入口方向へ進行しようとした。途中、原告は 巡査長に体当たりするように向かってきて、 巡査長らの間に割って入るようにして進み続けた。このころ、 巡査長らは、原告から職務質問をした理由について尋ねられたため、原告が本件パトカーとすれ違った際、急に視線をそらしたことから不審と認めた旨を説明した。

20 カ 原告は、その後、突如体を反転させ元来た道を戻り始めたことから、 巡査長は、原告の肩付近に片手を伸ばして停止するように求めたものの、原告はこれを振り切って本件駐車場2階のエレベーター前まで進行した。

巡查長は、エレベーターに乗ろうとする原告の上腕に手をかけて制止しようとしたものの、原告は制止を振り切ってエレベーターに乗り込んだことから、
■巡查長らも続いてエレベーターに乗り込んだ。エレベーター内で原告は、
■巡查長らに対し、「下に行けば分かるよ、ついてこい。」と述べた。

5 キ 原告は、エレベーターを1階で降り、本件駐車場の外に出て、本件駐車場に隣接した女性総合センターに入り、■巡查長らもこれに追隨した。原告は、女性総合センター1階奥に設けられた受付机まで進み、■議員の後援会の集会の受付をしてネームプレートを受け取ったことから、■巡查長らは、原告の氏名が明らかになり、原告が同所で開催される集会に参加することが判明したため、当日午後6時25分ころ、原告に対する職務質問を打ち切った。

10 (2)ア 原告は、原告車両と本件パトカーがすれ違ったのは、緑川通りの高島屋の前辺りであり、■巡查長が原告車両の運転席の窓ガラスをノックして停止を求めたのは曙橋交差点であって、本件パトカーが原告車両を追跡した距離は、被告主張の距離より短いものであった旨主張する。

15 しかしながら、証人■の証言によれば、本件パトカーは、進行経路上高島屋の前辺りを通行しておらず、高島屋の前の道路は中央分離帯があって転回することができない事実が認められるから、すれちがった場所についての原告の供述は採用できない。そうすると、■巡查長が原告車両の運転席側の窓ガラスをノックした場所についての原告の供述も信用性が乏しいものといわざるを得ず、採用できない。

20 イ 原告は、本件パトカーの車載拡声器による停止要請がされたことはない旨主張、供述する。しかしながら、原告の職務質問をしようとして本件パトカーを転回させた■巡查長らにおいて、①地点から②地点まで約600mの距離を単に原告車両を追跡するのみでは職務質問が出来ないのであって、車載拡声器により停止要請をしたとみるのが自然かつ合理的である。原告において

も、■■■■ 巡査長が原告車両の運転席側の窓ガラスをノックした際、■■■■ 巡査長が原告車両とすれ違った本件パトカーに乗車していた警察官であると直ちに理解していることからすれば、原告において、本件パトカーが原告車両を追跡し、停止要請をしていることを把握していたものとみるのが自然であり、本件パトカーによる車載拡声器で停止要請がされていたことと整合するものである。したがって、これに反する原告の供述は採用できない。

ウ 原告は、本件駐車場において ■■■■ 巡査長らが原告に体をぶつけてきた旨主張、供述する。しかしながら、原告の供述は、■■■■ 巡査長と ■■■■ 巡査長のいずれの警察官がどのようにぶつかってきたのか、その経緯及び態様について具体性を欠くものである上、職務質問に応じるよう説得を続ける ■■■■ 巡査長らにおいて、あえて原告に対して体をぶつける動機に乏しく、他方で、原告は、終始その場から立ち去ろうと進行していることからすると、証人 ■■■■ ■■■■ の証言どおり、原告から ■■■■ 巡査長に体当たりするように進行したとみるのが自然である。したがって、これに反する原告の主張は採用できない。

2 争点1（職務質問の違法性）について

警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、もしくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者を停止させて質問することができる（警察官職務執行法2条1項）。

上記認定事実のとおり、■■■■ 巡査長らは、本件パトカーに乗車して警ら中に対向車線を走行していた原告が目をそらしたように認めて不審と感じ、原告を職務質問することとして本件パトカーを転回させて追跡し、車載拡声器で停止を求めたものの、原告はこれに従わずに進行し、赤信号で停止した際は ■■■■ 巡査長が原告車両の運転席側の窓ガラスをノックして停止を求めたにもかかわらず、原告はこれにも応じることなく進行し、さらに原告は本件駐車場入口においても ■■■■ 巡査長の停止要請に応じずに進行するなど、■■■■ 巡査長らの再三の停止の要請にもかかわらず、これに従わなかったことや、本件駐車場においても、原告は免許証

の提示はおろか、住所氏名についてもこれを明らかにせず、■■■■ 巡査長らに対して「自ら」と警視庁の所属の略称を名指しして嫌う発言をして、終始立ち去ろうとしていたことからすると、■■■■ 巡査長らにおいて、原告を何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者であると認めたことは不合理ではないというべきである。

■■■■ 巡査長が、突如反転して元来た道に戻り始めた原告の肩付近に片手を伸ばして停止させようとした行為や、エレベーターに乗ろうとした原告の上腕に手をかけて制止しようとした行為は、原告がこれらを振り切って進行しており、原告の行動に対する制約の程度は低いものであったと認められ、上記の具体的状況下において許容された限度を超えるものであったということとはできない。

以上によれば、■■■■ 巡査長らの原告に対する職務質問は適法なものであったと認められ、原告の請求には理由がない。

この点、原告は、原告が自ら110番通報をしていることからすれば、原告は警察官職務執行法2条1項にいう、犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者とはいえない旨主張するものの、■■■■ 巡査長らにおいて原告の挙動からこれに該当する旨判断したことが不合理とはいえないことは上述のとおりであり、原告において110番通報をしたからといって、直ちに上記要件の該当性が否定されることにはならないから、原告の主張は採用できない。

3 争点2（名誉毀損又は侮辱行為の有無）について

原告は、■■■■ 巡査らが■■■■ 秘書に対し、「原告は不審者であり、免許証の提示をしないのが悪い」と述べた旨主張、供述するものの、■■■■ 巡査長は明確にこれを否定しており、他に原告主張の事実を認めるべき的確な証拠はない。したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文

のとおり判決する。

東京地方裁判所立川支部民事第2部

裁判官

水野麻子